

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	<p>(1)工業用水道事業の企業誘致施策について (意見1)</p> <p>安定的な企業経営の観点から、企業庁は、既受水企業との公平性も配慮しつつ、新規受水が促進される方策を模索するとともに、企業誘致関連部署へ相談に訪れた企業に対して、より積極的な営業活動が望まれる。</p>	<p>近年、水需要は節水意識の向上や節水型機器の普及等により減少傾向にあり、加えて受水企業に配管に係る初期投資が必要なこと等により、容易に新規契約や水量の増量は難しい状況にあります。</p> <p>このため、県・給水区域市町の企業誘致担当部署や商工会議所等を訪問し、新規受水企業開拓のための情報収集や情報交換を継続的に実施しています。</p> <p>また、新規契約獲得に向けて、全国の工業用水道事業体の利用促進策や受水企業開拓方策の事例調査を参考に、初期投資費用の一部助成や新規受水後の一定期間の料金軽減など、新しい仕組みの検討を進めることとしています。</p> <p>なお、分譲予約を開始した滋賀竜王工業団地については、企業決定後速やかに営業活動を行う予定です。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁浄水課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	<p>(2) 維持管理指針の整備について（指摘1）</p> <p>企業庁の危機管理マニュアルにおける「施設の管理」では、設備毎に取扱いマニュアルとして「維持管理指針」を整備することが規定されているが、炭酸ガス注入設備について「維持管理指針」が整備されていなかった。</p> <p>同設備は、平成16年3月に水口浄水場、平成19年3月に吉川浄水場、平成24年12月に馬淵浄水場に設置され、すべての浄水場に炭酸ガス注入設備が設置された後すみやかに、危害予防規定・各種点検表を修正集約し、企業庁として維持管理を統一するための「炭酸ガス注入設備維持管理指針」を整備すべきであった。</p>	<p>炭酸ガス注入設備は、個別に高圧ガス取締法に基づく危害予防規定を策定し、日常点検、定期点検を実施していましたが、今般、3浄水場に整備したことから、平成24年度に整備した馬淵浄水場の1年間の運用実績を踏まえて、各浄水場の危害予防規定および点検表を修正集約し、平成26年1月に企業庁の「炭酸ガス注入設備維持管理指針」として制定し、この指針に基づき、適正に運用管理しています。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	<p>(3) 職員の採用について（意見2）</p> <p>企業庁は、人事異動について、知事部局の方針を踏まえた採用及び人材育成を行っているとしている。</p> <p>プロパー職員 34 名のうち勤続年数 31 年以上の職員が 18 名と多数在籍し、職員の高年齢化が進んでいる。技術の継承及び人件費の削減の観点から、若手職員の積極的な採用が望まれる。</p> <p>また、プロパー職員の女性は、勤続年数 30 年以上の職員 1 名のみであり、近年の女性採用はない。人事異動方針からも、採用の必要性について検討することが望ましい。</p> <p>企業庁の今後の安定的運営及び適切な経営管理のために、人事異動方針に沿った職員の採用が望まれる。</p>	<p>企業庁は特に技術面において専門性の高い職場であるため、プロパー職員を多数採用しているところです。その中で、技術の継承は大きな課題と認識しており、退職や再任用の状況を勘案しながら若手職員を採用することと合わせて、各種業務マニュアルの整備を図っています。</p> <p>また、人材育成の観点から、体系的な研修計画を策定し、外部で実施されている研修にも積極的に参加しています。今後とも、これらの充実に努めることにより、ベテラン職員の持つ知識や経験を組織として継承していきたいと考えています。</p> <p>プロパー職員の採用に当たっては、性別を問わず受験成績、能力主義に基づいて実施していますが、多様な人材の確保、多様な視点の導入等の観点から、女性にも応募していただくことが必要であると考えており、まずは、より一層注目していただけるよう、工夫をしていきたいと考えています。</p> <p>昨年度、採用選考試験の実施に当たり、近隣の大学を訪問して説明を行った際、女子学生にも関心を持っていただけるよう女性職員の活躍ぶりなどPRを行いました。こうしたことから、応募者 9 名中 5 名が女性であり、選考の結果女性 1 名を採用することになりました。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	<p>(4) 人員配置について (意見3)</p> <p>企業庁の業務量は年間通して一定ではないため、部署や月によって時間外による業務の対応を行うことがある。</p> <p>部署別・月別時間外業務時間の推移と平均の表を見ると、部署ごとの時間外業務時間にバラつきが見られる。業務内容が類似する部署間では人員を異動させることが可能であるため、残業が少ない部署から残業の多い部署へ人員配置を行うことが望ましい。</p> <p>慢性的に時間外業務が多い部署については、業務の効率化や他部署からの人員異動の検討を行い、適時適切な人員の配置を行うことが望ましい。</p>	<p>時間外業務については、職員の健康面や仕事と生活の調和の点からも、業務の配分への留意や日々の状況の的確な把握、朝礼の実施などにより縮減に努めているところです。今後においても、適切な人員配置や事務事業のさらなる見直しなどにより、一層の時間外勤務縮減に努めていきたいと考えています。</p>

平成 2 5 年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	<p>(5) 営業費用（総係費）の按分について（指摘 2）</p> <p>工業用水道事業と水道用水供給事業の運営は企業庁全体で行っているため、部門や人員などでの基準で、一律に事業を切り分けることが困難である。そのため、営業費用（総係費）については、業務量による調整後の供給水量を按分比率として各事業に按分している。</p> <p>按分比率の算定にあたっては、事務量を勘案した任意の調整を行っているが、これに係る根拠資料がない。按分比率によって、水道料金算定原価にも影響を及ぼすことから、客観的な按分基準を使用して経費の按分を行うなど、その実効性を担保するための方策を検討すべきである。</p>	<p>営業費用（総係費）の按分に当たっては、より客観的なデータに基づいた按分基準を使用することとし、料金徴収の対象となる有収水量の比率を基本に行う方向で、平成 28 年度に予定している水道用水供給事業の料金改定の作業と併せて検討しています。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁浄水課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	<p>(6) 浄水場運転管理業務委託について（意見4）</p> <p>所管4浄水場の集中運転管理業務は、企業庁の就業時間内は企業庁職員が行い、就業時間以外（17時から翌朝8時45分まで）の時間は、外部業者に業務委託を行っている。</p> <p>委託している夜間の業務内容は、経常的な検査や施設の保安等であり、専門的ではあるものの、知識、経験を有する外部業者に委託しても問題がないと考えられる業務である。</p> <p>一方で、企業庁職員を配置した昼間時間帯では、各機器の動作確認等で通常の運転操作範囲を超えた操作対応、事故・故障発生時の復旧対応や水質変動に応じた操作など高度な技術力が必要となる業務も含まれているとの理由で委託されていない。</p> <p>外部業者で対応可能な業務はできるだけ委託を行い、企業庁職員は専門的で技術力の問われる業務に注力し、そのノウハウを伝承していく必要がある。</p> <p>現状夜間しか委託していない当該管理業務についても、企業庁職員の効果的な配置とコスト削減の観点から、現在の委託範囲の拡大についての検討が望まれる。</p>	<p>浄水場運転管理業務委託は、平成23年度に浄水場集中監視システムを導入し、職員を配置した就業時間帯には、更新工事や点検委託業務等に伴うきめ細かな送水調整、事故・故障発生等の復旧対応および水質変動等の高度な運転操作を実施した上で、就業時間帯外の比較的安定状態である夜間を外部業者に委託しています。</p> <p>このような高度な運転管理業務は、職員の技術継承の点からも、就業時間帯は職員による運転監視を継続する必要があると考えていますが、施設の老朽化に伴う設備故障や漏水復旧対応、耐震対策や延命化対策など業務量が増えていく状況にあります。</p> <p>こうしたことから、平成28年度からの次期運転管理業務のあり方については、委託時間帯を休日の一部に拡大する方向で検討しています。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	<p>(7) 企業債の早期償還について（指摘3）</p> <p>企業庁が発行している償還期限前の企業債については、契約書の特約条項に繰上償還の定めがある。それによれば、償還にあたっては、償還時点の国債の利率を勘案して未償還残高に係る利息の支払いが必要となるものの、繰上償還が不可能となるような制限は付されていない。</p> <p>財務省国債金利情報では現在の長期国債利率はおよそ1.5%程度であるが、発行している企業債の利率は5%を上回っているものも存在する状況である。金利削減の観点から、資金余剰により繰上償還が可能なものについては、繰上償還を行うべきである。特に、彦根工業用水道事業の未償還残高126,294千円については、全額減債積立金の積立が終了しており、資金的には期限前償還をすることについては全く問題がない。速やかに償還すべきである。</p>	<p>企業債の繰上償還については、従来から国の公的資金補償金免除繰上償還制度を活用し、条件を満たすものについては補償金免除の繰上償還を行い、財政の健全化を図ってきたところです。</p> <p>しかし、この制度によらず任意繰上償還を行う場合は、繰上償還資金と併せて補償金が必要となることから、減債積立金の積立状況や償還した場合の損益状況などを検討しました結果、既に全額減債積立金の積立が完了している彦根工業用水道事業について、平成27年3月に繰上償還を行いました。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	<p>(8) 料金算定について (ア) 総括原価の見積りと実際発生原価の乖離について（意見5）</p> <p>総括原価（見込）と実際発生原価との間に相当程度乖離が認められ、決算上も継続して相当程度の利益が計上されている状況である。毎年度、決算及び直近の事業計画に基づき収支計画を見直すとともに、受益者に対して、発生した当年度利益及び利益剰余金残高との関係を明らかにしたうえで、料金の妥当性を説明することが望まれる。</p>	<p>平成23年度に発生しました東日本大震災により、既存施設や設備を含め様々な基準が見直され、企業庁においても施設・設備更新計画を見直した結果、平成23年度の料金改定時に見込んだ計画との乖離が生じ決算に影響しております。</p> <p>こうした決算の状況については、受水市町で構成する連絡協議会や受水企業で構成する協議会において、受益者に対して利益および剰余金残高の状況説明を行い、理解をいただいているところです。</p> <p>現在、水道事業継続に真に必要な施設整備計画と健全な財政を維持できる財政収支計画からなるアセットマネジメント計画を策定中であり、今後、この計画に基づいて、必要な整備を着実に進めるとともに、毎年度の収支の状況について受水市町および受水企業へきちんと説明してまいります。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	<p>(9) 料金算定について (イ) 総括原価に含まれている利益の見積りについて（指摘4）</p> <p>将来発生予定の管路更新や修繕等の積立として、総括原価に一定の利益を含めて算出している。しかし、含まれている利益については、その算定方法に明確な基準がなく、将来の更新等の見通しにより、一定の利益を確保しているという状況である。</p> <p>今後は、明確な修繕計画、更新計画の作成、ひいてはアセットマネジメントを実施することにより、適切な積立額の見積りのもと、料金原価を算定していくべきである。</p>	<p>水道施設の将来の更新投資資金として内部留保される利益である「資産維持費」は、公益社団法人日本水道協会策定の「水道料金算定要領」では対象資産の3%という基準が示されていることから、企業庁では、自己資本の充実を図るため、3%の範囲内で必要な資産維持費を計上してきたところです。</p> <p>現在、財政収支計画を踏まえた長期施設整備計画であるアセットマネジメント計画を策定しており、今後、健全経営を維持するために保つべき経営指標水準を明らかにして、適切な資産維持費の見積りのもと、料金原価を算定してまいります。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁浄水課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	<p>(10) 貯蔵品（薬品）の管理について（指摘5）</p> <p>浄水場で水質検査に使用する薬品類（毒物・劇物含む）については、一部薬品については受払管理が行き届いていない点が見られた。</p> <p>毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法の規制を受け、さらには厚生労働省からも毒劇物盗難等防止マニュアルが提示されるなど、保管管理の徹底が求められている。</p> <p>水質試験用薬品の管理保安体制を定めた水質試験用薬品管理要領に定めのない薬品類についても、棚卸残高の報告義務はないものの、その特殊性などに鑑みて受払及び残高の管理を行うべきと考える。</p> <p>現在廃棄処理を2～3年ごとに行っているとのことであった。しかし、10年以上使用されていない薬品も保管されたままになっていたことから、すべての薬品類について廃棄処理の検討が網羅的になされていない状況である。有効期限の情報等を含めた棚卸記録を残したうえで、期限切れのものや水質試験方法の変更などで使用が見込めなくなったものについては、適時に廃棄処分すべきである。</p>	<p>毒物及び劇物取締法の規制を受ける薬品については、滋賀県企業庁水質試験用薬品管理要領に必要事項を定め管理を行っていましたが、毒物および劇物以外の一般的な薬品については、毒物及び劇物取締法等の適用を受けないことから受払管理を行っていませんでした。</p> <p>しかしながら、平成27年度に取得を目指しております日本水道協会の水道水質検査優良試験所規範（水道GLP）では水質検査用試薬の適正な管理を求めていること、また、水道の特殊性などに鑑みて、平成26年3月に水質試験用薬品管理要領を改正し、毒物および劇物以外の一般的な薬品についても、受払管理を行うこととしました。</p> <p>また、有効期限切れの薬品および旧検査法で使用していた不用な薬品は、平成26年3月末までに処分を行い、現在、適正に薬品管理を行っています。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	<p>(11) 不用品（資材）の処分について（指摘6）</p> <p>吉川浄水場敷地内に過年度の浄水場内工事で発生した水道管等の資材の端材が屋外放置されたままになっていた。</p> <p>使用見込みのない廃材については、適正な資産管理の観点から早期に処分すべきである。</p>	<p>吉川浄水場敷地内に屋外放置してありました水道管等の端材は、くず鉄として売却可能なものは平成26年1月に売却し、コンクリート管等の廃棄物は平成26年7月までに順次処分いたしました。</p> <p>なお、過去には工事残材を一時集積していたこともありましたが、現在は工事で発生した不要な残材は工事毎にスクラップ控除等の処理を行っております。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	<p>(12) 固定資産の実査について (指摘7)</p> <p>滋賀県公営企業会計規程第87条によれば、「(実地照合) 総務課長は、固定資産について少なくとも毎事業年度1回以上、固定資産台帳と固定資産の実態について照合し、確認しなければならない。」とされている。</p> <p>固定資産実査を行うことが規程上定められているにも関わらず、実施されていない。固定資産実査は資産管理を行う上で重要な手続である。実施可能な機械装置や構築物、工具器具備品については、規程に沿った実地照合を行うべきである。</p>	<p>平成26年度において、確認が困難な管路等を除き、構築物、機械装置および工具器具備品について固定資産の実地照合を行いました。今後とも公営企業会計規程に沿って確実に実地照合を行うために、より効果的かつ効率的な実施方法を検討し、適正な資産管理に努めてまいります。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	<p>(13) 未利用の土地の有効利用について(意見6)</p> <p>吉川浄水場内における未利用地の有効利用については、平成26年度から平成27年度に予定されている長期施設整備計画の中で具体的な方策の検討が望まれる。</p>	<p>吉川浄水場は大地震時に液状化の被害が想定されており、当該用地をその耐震対策用地として活用することを計画しています。平成26年度から平成27年度にかけて策定している長期施設整備計画の中で、この耐震対策を具体化してまいります。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	<p>(14) 固定資産の計上区分及び耐用年数の決定方法について（意見7）</p> <p>企業庁では、過去に取得した固定資産の計上区分について、例えば空調設備や電気設備等の建物附属設備が区分計上されていないなど、誤りとはいえないものの厳密な処理がなされていないものが見受けられる。</p> <p>また、耐用年数の決定についても、建物はすべて50年を採用しており、配水管や機械装置については、いわゆる総合償却が適用されている。</p> <p>実効性あるアセットマネジメントの観点から、固定資産台帳への計上区分の精緻化及び適切な減価償却費の算出は極めて重要である。総合償却も地方公営企業法施行規則において認められた償却方法ではあるものの、可能な限りにおいて、より実態に即した精緻な会計処理が望まれる。</p>	<p>地方公営企業法施行規則において、総合償却の取扱いが認められていることから、従来から適用が可能なものについては、複雑な減価償却費の算出を簡素化することができるこの償却方法を適用してきたところです。</p> <p>しかしながら、施設・設備の修繕や更新を効率的かつ効果的に進めていくためには、固定資産の状況を的確に把握する必要があることから、総合償却を適用した場合と個別償却を適用した場合との比較を行い、どちらの方式を採用するか検討しました。</p> <p>その結果、個々の資産区分毎により詳細に減価償却費を算出することができる個別償却が適切と判断し、平成26年度の決算から適用することとしました。</p>

平成 25 年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	<p>(15) アセットマネジメントの手法を用いた長期施設整備計画策定について（意見 8）</p> <p>企業庁では、アセットマネジメントの手法を用いて長期的な施設整備計画を策定する予定である。施設の老朽度の実態を把握し、重要度を考慮し更新優先順位を設定するとともに、施設更新事業量（予算）の平準化や水需要に応じた規模の適正化にも配慮した計画とする。</p> <p>今後、法定耐用年数 40 年を超過する管路が増加し、非耐震管も多いため、計画的に管路更新及び資金の確保を行う必要がある。企業庁では毎期利益が発生しているが、長期的な施設整備計画が策定されていないため、現時点では、料金単価の見直しの必要性や資金留保額の妥当性を合理的に説明できない状況である。</p> <p>平成 26 年度以降、長期施設整備計画の策定が終了次第、早急に確保すべき資金額や料金金額の妥当性の検証、未利用地の利用計画、資産管理に係る詳細な計画等の検証が望まれる。</p>	<p>平成 26 年 7 月に、アセットマネジメント計画策定業務委託契約を締結し、長期施設整備計画の策定を進めています。</p> <p>この中では、管路更新、浄水場の耐震対策、設備更新などに要する多額の事業費に対し、適切な内部留保資金の額、料金設定の妥当性等を検討したうえで、財政収支計画を作成し、健全経営を確保しながら計画的な施設整備を実施する計画を策定します。</p> <p>策定後は、計画に基づき、効率的、効果的な施設整備を進めるとともに、進捗管理、検証を行い、適切な資産管理により持続可能な水道経営の実現につなげてまいります。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	<p>(16) 民間的経営手法の導入等による経済的かつ効率的なサービス提供体制の構築について（意見9）</p> <p>公共サービスに市場原理が導入されることにより、民間企業の持つ専門性や機動性等の特性が発揮され、経済的かつ効率的なサービスが提供されるものと期待できる。</p> <p>企業庁においても、経済的かつ効率的なサービスの実現のために、企業団化による受水市町の水道事業との統合や、一部民営化を視野に入れた抜本的な経営改善策を検討されたい。また、民間委託の一層の推進や民間的経営手法の導入により、民間活力を最大限利用できる執行体制の構築が望まれる。</p>	<p>浄水場の集中運転管理や管理業務の委託拡大など民間活力の利用を進めており、水道管理体制の効率化や経費の圧縮に努めています。また、先進地調査を実施するとともに、公民連携等による新たな民間的経営手法の導入など経営改善策の検討を開始しました。</p> <p>今後とも、国が示している発展的広域化や公共施設等運営権制度（コンセッション方式）の導入も含めて、他府県の事例も参考に検討しながら、経済的かつ効率的なサービスの向上に努めてまいります。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 下水道課 _____

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
流域下水道事業特別会計について	<p>(1) 浄化センター内の未着工用地について (結果)</p> <p>平成18年度当時の状況と比べ、未着工用地の利用状況に改善は見られない。各浄化センターは、当初建設時の計画処理水量に見合う処理場用地を確保しているが、流入水量の減少などにより、直近の計画処理水量は当時と比べ大幅に減少しているため、現状の処理場用地は明らかに過大となっている。資産の有効利用の観点から、活用に向けた具体的な検討を進められたい。</p>	<p>未着工用地については、今後訪れる施設の増設・改築に利用する用地として必要なものと考え、当面利用しない用地の有効利用を図る観点から、暫定的な利用として公園利用等を行っています。</p> <p>湖南中部浄化センターにおいては、ゲートボール場として暫定利用していた用地は、平成26年11月に施設撤去等を行い、新たな水処理施設の増設について平成27年3月16日に契約締結し工事を進めております。</p> <p>また、県が進める再生可能エネルギーの推進と地域経済の活性化を目的として、未着工用地（約10ha）を活用してメガソーラー発電を実施することとし、平成26年7月18日、京セラ株式会社を中心とする連合体と協定を締結し、平成27年11月から発電が開始される予定であります。</p> <p>今後も、暫定的な施設利用の範囲で、有効利用を進めてまいります。</p>
	<p>(2) 早期のストックマネジメント導入について (結果)</p> <p>膨大な施設・整備類を保有する下水道事業を計画的かつ効果的に実施していくためには、ストックマネジメントの導入は欠かせないものであり、導入スケジュールを定め、早急に進めていく必要がある。また、ストックマネジメントに基づいた秩序ある資本費平準化債の発行に努めるべきである。</p>	<p>下水道事業においても、ストックマネジメントの重要性に鑑み、平成18～19年度に湖南中部処理区において施設の調査を実施し、平成21年には重要な施設のデータベースを基に、4処理区を対象とした中長期再構築計画を記載したストックマネジメントガイドラインを取りまとめておりますが、細やかな設備や施設の修繕、改築、更新に関する情報が反映されていないため、より緻密な最新のデータとなるよう、平成27年度より調査を進め、事業の計画的な執行を目指してまいります。</p> <p>また、平準化債については、適正な発行に努めてまいります。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>流域下水道事業特別会計について</p>	<p>(3) 再委託の承認手続漏れについて（結果）</p> <p>維持管理業務の契約は業務が多岐にわたり再委託も多いため、再委託の承諾状況を確認したところ、書面による再委託の承諾がなされていなかった。</p> <p>契約書には「再委託に際しては事前に甲（滋賀県）の書面による承諾を得て、本業務の一部を再委託することができる」とされている。</p> <p>担当者によれば、事前に書面で再委託予定の一覧は入手しており、再委託の状況については確認し口頭で承認はしているとのことである。</p> <p>業務の発注者として適切に全体を管理する必要があり、再委託の状況を把握し、適切な承認手続を行うことは欠いてはならない事項である。今後留意されたい。</p>	<p>再委託の書面による承諾については、事務手続きの簡素化を図るため、一定の金額以下の軽微なものは手続きを省略できることとしておりました。</p> <p>今回の事業も一定金額以下の軽微な再委託については、書面による承諾を省略しているものですが、それが契約書上、明確でなかったことから、平成26年度の契約から、この内容を契約書に記載することとしました。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
流域下水道事業特別会計について	<p>(4) 高島処理区の累積収支の改善について（意見）</p> <p>平成18年度の監査時と比べ、赤字は大幅に縮減されており、一定の経費削減努力が行われたことがうかがえる。しかしながら、最終年度で累積収支は均衡するはずであったことに鑑みれば、今後さらに踏み込んだ経費削減が求められることになる。また、一層の経費削減によっても累積収支の均衡が困難であるならば、負担金単価の引き上げを検討することが望まれる。</p>	<p>現在の第2期経営計画（平成25年度から平成29年度まで）中に、累積収支を均衡させることとしており、引き続き経費の削減、流入水量の増加による収入の増加を図るなど、経営改善に努めていきます。</p>
	<p>(5) 資本費の一般会計負担のバランスについて（意見）</p> <p>負担金単価の算定については県議会の議決を経ているため、県は、一定の説明責任を果たしている。</p> <p>また、関連市町と県民全体の負担のバランスの観点では、県下水道課が考える最終的なバランスを達成している湖南中部処理区の11.02%に向けて、他の処理区も段階的に移行しているところである。この点、湖西処理区及び東北部処理区については、計画どおりの進捗となっているが、高島処理区については、本来第2期から県負担割合が2/3となるはずが、29/30となっている。</p> <p>引き続き負担のバランスを考慮するとともに、高島処理区については計画どおりに段階移行できるように、関連市町と調整を図っていくことが望ましい。</p>	<p>高島処理区については、人口や処理規模など地域的要因から他処理区と比較して、負担金単価が高額であることを考慮し、資本費の一般会計（県）負担が高くなっている。</p> <p>負担金については、地域特性も含め、他処理区とのバランスを考慮しながら、段階的に移行できるように、関係市と協議、調整を進めているところであり、次期経営計画（平成30年度から（平成29年度策定予定））において改善できるように、さらに調整を図っていく。</p>

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
流域下水道事業特別会計について	<p>(6) 公営企業会計の導入について (意見)</p> <p>前回の監査意見で述べられているとおり、地方公営企業法を適用することは、財政状態・経営成績の明確化につながると考えられる。</p> <p>公営企業会計の導入において大きな課題となっている資産評価については、前述のストックマネジメント導入に必要な情報の整備にも関係してくる。膨大な設備にかかる投資履歴について、金額面と内容面の両面からの整理を速やかに行っていくことが、公営企業会計の導入における資産評価及びストックマネジメントの推進に寄与するものと考えられる。公営企業会計について、その導入によるベネフィットを下水道課自らが的確に把握し、負担金を支出する関係市町及び県民の理解を十分に得られるよう努力されたい。</p>	<p>公営企業会計の導入に向けて、平成26年度には適用の形態や手続を検討するための基礎調査を行いました。</p> <p>総務省においても、平成27年度から平成31年度を公営企業会計の適用についての集中取組期間とし、支援策が講じられているところであります。</p> <p>今年度（平成27年度）から、適用に向けて各種調査等に取りかかるために、現在市町とも協議を重ねているところであり、早期に対応していきます。</p>
	<p>(7) 汚泥焼却溶融処理維持管理業務等委託契約の委託料低減に向けた取組みについて (意見)</p> <p>委託業者の業務内容の詳細な把握、履行確認及びモニタリング等により、行政サービスの品質を維持しつつ効率性をあげることで、委託料の低減に取り組むことが重要である。</p> <p>近隣他府県の一部においては、製作者とは別の業者が汚泥処理施設の維持管理業務を実施している例や複数年の包括委託形式による委託を実施している例もある。</p> <p>滋賀県においても、汚泥焼却溶融処理維持管理業務等の業務内容を詳細に把握・分析し、近隣他府県の状況も参考にしながら、委託料低減に向けた取組みが望まれる。</p>	<p>本県でも入札方式の見直しなどを行い、全ての処理区で汚泥焼却溶融処理維持管理業務の一般競争入札を実施しております。</p> <p>湖西処理区では、新たな燃料化事業の入札について、設計、建設と維持管理を含めた技術提案型総合評価方式の入札に取組み、コスト縮減を図りました。</p> <p>また、湖南中部処理区や東北部処理区においても、今までの1年契約から複数年での契約手法を採用しコスト縮減を図っています。</p> <p>今後も、業務の配置人員や稼働時間などの履行内容を精査し、他府県での実施状況を参考にしながら、業務内容や契約方法の見直しも含めて検討を行ってまいります。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
流域下水道事業特別会計について	<p>(8) 下水道料金の基礎となる維持管理費等の見積精度の向上について（意見）</p> <p>下水道料金（市町負担金）は経営計画期間内の流入汚水量と維持管理経費などを基に、排水量に応じた下水道使用料単価として算定される。湖南中部処理区、湖西処理区および東北部処理区では第1期から黒字となる状況が続いており、最終的に使用者が負担する料金が適正水準より高くなっているともとらえられかねない。下水道料金（市町負担金）の算定に際しては、期間を通じて収支が均衡するよう、より一層、維持管理費等の見積精度の向上が望まれる。</p>	<p>湖南中部処理区、湖西処理区および東北部処理区では、第1期から収支剰余金が発生していましたが、これらの処理区では、供用開始から年月を経て流入水量が安定してきたことなどもあり、現計画期間では収支は概ね均衡する見通しです。</p> <p>湖西処理区および東北部処理区では、これまでの実績を踏まえ、計画期間（5ヶ年：平成27年度～31年度）を通じて収支が均衡することに配慮し、平成26年度に経営計画を策定しました。</p> <p>なお、湖南中部処理区では、平成27年度末をもって現計画期間が終了することから、平成27年度中に次期経営計画を策定する予定であり、計画期間（5ヶ年：平成28年度～32年度）を通じて収支が均衡するよう、適正な市町負担金の算定に努めてまいります</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 事業課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>公営競技事業特別 会計について</p>	<p>(32) 物品の除却処理漏れについて（指摘11）</p> <p>重要物品について台帳より任意に10点を抽出し、現物を確認した結果、全て現物の存在を確認した。一方、その他の備品について、同様に現物を確認した結果、現物が存在しないものが1点あった。担当者によると、廃棄した際に、台帳から除却処理を行うことを失念した可能性が高いとのことであった。定期的に実査を行う等の現物管理を適切に行っていれば、このような処理漏れは発見できるはずであり、また廃棄時に除却処理が漏れないようなチェック体制を確立すべきである。</p>	<p>指摘の備品（船外機・平成3年取得）につきましては、確認のうえ備品台帳から削除しました。</p> <p>今後の物品管理については、定期的に現物確認を行うなど、適切な管理に努めます。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 事業課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>公営競技事業特別会計について</p>	<p>(25) 有料指定席の利用率向上について (意見 15)</p> <p>グレードの高い休日開催のレースについては、高い利用率となっているが、レースのグレードが下がるとともに、利用率も低下する傾向が見られる。仮に来場者数を一定とした場合には、有料指定席を利用してもらう方が入場料収入の増加により全体の収入増加に繋がる。</p> <p>レースグレード別・曜日別に複数の料金設定を行っているボートレース場もあるとのことであり、リピーター促進に係る民間事例を参考にしながら指定席の料金設定方法を工夫したり、利用者にアンケート等を取り顧客満足度を向上させるための施策を把握することで、利用率向上のための施策を検討されたい。</p>	<p>有料指定席が快適な空間となるよう、競走水面側のガラス面に遮熱コーティングを施すとともに、レディースデーをはじめとするファンサービスを指定席利用者に限定して行うなど、利用率の向上に努めてきたところです。</p> <p>今年度におきましても、座席シートの張替や新たなファンサービスの実施など、有料指定席利用者の顧客満足度を向上させるための施策を実施してまいります。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 事業課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>公営競技事業特別会計について</p>	<p>(26) 本場売上以外の売上の促進について (意見 16)</p> <p>近年、本場売上が減少する一方、ボートピア（場外発売場）や電話投票の売上が増加する傾向がある。ボートピアの売上については、施行者開催レースの発売額の 2.63%程度が施行者である滋賀県の収益となる。当該収益率は発売事務等を委託する運営会社へ支払う開催経費控除後のものであり、場外発売場での発売額に当該収益率を乗じた額がそのまま滋賀県の収益となる。</p> <p>当該事務運営を包括委託することで効率化は図られているとのことであるが、引き続き、(株)ローレル京都および(一財)日本モーターボート競走会と連携し、収益確保に努められたい。また、ボートピアのみならず、様々な販路を利用して舟券の拡販に注力していくことが望ましい。</p>	<p>ボートピアについては、これまでから売上が見込めるレースを中心に発売日程を組んできたところですが、県、競走会、施設会社の三者で協議を行い、本年9月の投票機器の更新にあわせて映像機器も更新し、発売場数を4場から6場に増やすことにより、さらなる売上の向上を図ります。</p> <p>また、電話投票の売上拡大を図るため、昨年度は首都圏において、今年度は新規に九州地区において、スポーツ紙への出走表の掲載を行うとともに、東海地区においては内容を拡充したところです。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 事業課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>公営競技事業特別 会計について</p>	<p>(27) 広告料収入の拡大について（意見 17）</p> <p>売上確保、資産の有効活用の観点からは、広告料収入が安定的に得られることが望ましく、来客層は中高年男性が中心であることから、当該来客層に向けて広告宣伝を実施したい企業の募集・提案に、積極的・継続的に注力していくことが望ましいと考える。</p>	<p>これまでもボートレース専門誌や業界関連団体を中心に広告の掲出を依頼してきたところですが、今後も安定的な広告料収入につながるよう、本場での広告宣伝実施を希望する新たな企業の募集に取り組んでまいります。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 事業課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>公営競技事業特別会計について</p>	<p>(28) 委託料の適正性を検証できる仕組みの構築について（意見 18）</p> <p>保安用監視カメラ撮影業務委託および実況放映業務委託（本場・場外）は、随意契約により契約を締結しているものであるが、専門性の高い業務であることから、公募等入札方式を採ることが難しいことは理解できる。とすれば、当該委託業務の効果を検証することで委託料の適正性を検証していく仕組みが必要と考えられる。</p> <p>事業課では、委託価格の減額に取り組んでおり、上記の委託業務については、その減額のポイントについては把握できているとのことである。しかし、当該ポイントを踏まえ実際の契約の交渉を行っているものの、さらに減額できる余地はあると考えられる。</p> <p>競艇事業の収益性の改善が急務である中、委託料に見合うサービスであることを担保するため、当該減額のポイントに着目して業務の履行確認やモニタリングを実施するなど、委託料の適正性を検証できる仕組みを構築することが望まれる。</p>	<p>近年、開催日数が増加する中で、機器の更新やメンテナンスの必要性を確認する等により、開催1日あたりの経費について削減に努めてまいりました。</p> <p>今後、委託料の適正性を検証できる仕組みづくりとして、保安用監視カメラ撮影業務委託については、一般競争入札に移行できるよう計画的に設備の見直しを進めてまいります。また、実況放映業務委託（本場・場外）については、内訳ごとの経費が適正かどうか、機器等の更新時期が適切かどうか、詳細な資料をとり確認したところですが、引き続き詳細に実績の確認を行い、委託料の適正性を検証してまいります。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 事業課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>公営競技事業特別会計について</p>	<p>(29) クオカードの保管量について（意見19）</p> <p>クオカード受払簿を閲覧した結果、平成25年10月15日現在で、約2,400枚、約1,200,000円分のクオカードが保管されていることが判明した。配布目的で作成されるにもかかわらず、金庫で大量に保管される理由としては、当該クオカードは広報活動としても利用するため配布先の確定前に概算発注を行うことから、実際の配布数と発注数に乖離があるためである。</p> <p>余剰分について、ファンサービスで来場者へ配布しており、好評とのことであるが、払出の頻度が低く、結果的に換金性の高い多額の物品を保管している状況は好ましいものとはいえない。</p> <p>適正な保管量とするためには、配布計画を慎重に検討し、作成数量を抑える方針とする、又は払出を積極的に行うことを検討する必要がある。また、他場への配布を継続するのであれば、その効果についてアンケートを取ることでより検証することが必要である。さらに、余剰分については、他の形で来場促進効果の高いファンサービスに利用していく等の対応が望まれる。</p>	<p>保管中のクオカードについては、クオカードの制作・配布計画を作成し、場内イベントや電話投票キャンペーン、びわこボートの広報活動等、ファンの来場促進や舟券売上拡大に活用してきたところです。さらに、新規作成分については、余剰が発生しないよう厳密に見積るなどにより、平成27年3月末現在で約1,600枚となっています。</p> <p>今後も、配布計画に基づき、適正な保管枚数となるよう努めてまいります。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 _____ 事業課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>公営競技事業特別会計について</p>	<p>(30) 従事員の人件費削減について（意見20）</p> <p>平成24年度末現在192名の人員を抱えているが、舟券発売・払戻金支払の主な窓口業務は、自動券売機で代替が可能である。</p> <p>今後は、業務実態、窓口の稼働率についてモニタリングを行い、自動券売機の増設化を進めていくなど合理的な方策を検討することが望まれる。</p>	<p>本場開催時においては、新たに従事員の出勤調整を行うことにより、人件費の削減に努めます。</p> <p>また、場外発売時においては、従来から出勤調整を行ってきましたが、自動券売機を主とする発売にシフトすることにより、さらなる人件費の削減に努めます。</p> <p>将来的には、自動券売機の更新時に一層の合理化を図ることができるよう検討します。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 事業課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>公営競技事業特別会計について</p>	<p>(31) 周辺対策費の支出額の見直しについて (意見 21)</p> <p>競艇事業の性格上、周辺自治体との共存は重要かつ不可避のテーマである。当該支出は避けられない面もあるが、迷惑行為等も落ち着いてきているとのことであり、競艇事業が周辺住民の雇用にも役立っているという点、入場者数が減少傾向にあることを考慮すると、一定の金額を半永久的に支出し続ける必要性も乏しく、減額の余地がないか検討することが望ましい。</p> <p>また、支出額に対して妥当性を確認する機会の確保を検討されたい。</p>	<p>周辺の自治連合会・自治会等に交付している周辺対策費の使途については、毎年度、各団体から提出される事業報告等の資料により、その使途を把握し確認しているところではあります。</p> <p>今後もボートレース業界の一員として、開催日数の増加や場外発売日数の拡大が要請されており、より一層の周辺住民の理解と協力が必要となってきていることから、引き続き周辺住民との話し合いの中で、周辺対策費の妥当性を確認してまいります。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 事業課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>公営競技事業特別会計について</p>	<p>(33) 普通財産の有効活用について（意見22）</p> <p>旧第3スタンド及び旧施行者事務所棟について、取り壊しが決定するまでは、現状の状態で置いておくことに問題はないとのことであるが、当該施設の老朽化は明らかである。このような本来のスタンドとして利用できない施設が残されていることは、景観をセールスポイントとしているボートレース場にとって好ましい状態ではない。</p> <p>また、耐震強度の問題が懸念されるが、これまでに耐震診断を実施したことはない。改正耐震改修促進法により、昭和56年5月31日以前に完成した建築物の階数が3階以上かつ5,000㎡以上の建物については、耐震診断を実施することが義務付けられているが、当該建物はこれには該当しないため、耐震診断実施義務がないことが理由である。</p> <p>しかし、旧第3スタンドについては、歩道橋から新スタンドへと繋がる導線上にあるため現在も通行に使用されており、入場料を収受する従事員も配置されていることから、取り壊さず使用する以上は安全の確認を行うためにも必要な措置を講じる必要があると考えられる。</p> <p>なお、旧第3スタンドの最上部においてはアスベストが使用されている。ただし飛散防止の措置は既に講じているとのことである。</p> <p>施設の安全性に留意するとともに、資産の効率性の観点から、旧第3スタンド及び旧施行者事務所棟の有効活用が望まれる。</p>	<p>旧第3スタンドおよび旧施行者事務所棟につきましては、審判業務を行う第一副審室、入場門、警備員詰所および手荷物預り所が設置されており、現在も開催に必要な機能を有しております。</p> <p>平成26年度策定の「びわこボートレース場中期経営計画」において、当該施設については、将来的にファンの利便性向上に寄与するため、駐車場の整備等を視野に入れながら機能維持に努めることとしており、財源確保のため、平成26年度において、公営競技施設整備基金に今後の機器更新費用と合わせて495百万円を積み立てたところです。</p> <p>今後は、所要の財源が確保されるまでの間、適切な維持管理に努めてまいります。</p> <p>なお、旧第3スタンドについては、本来のスタンドとしての利用ではなく、取り壊しを前提とした限定的な利用となっていることから、簡易診断等により耐震強度を確認するなど安全確保に努めてまいります。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 事業課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>公営競技事業特別会計について</p>	<p>(34) 事業運営の方法について（意見23）</p> <p>競艇事業では、一般会計同様、予算単年度主義での事業運営がなされている。自治体の特別会計の性格上やむを得ない部分はあるが、中長期的な経営計画を策定し、目標と実績の管理を実施していくことが必要である。また、現在の事業評価は、収益事業としての性格上財政的な視点（一般会計にいくら繰入できたか）でしか測定されないが、中長期を見据えた経営視点で収入及び支出の各項目に評価指標を設定していくことも、今後の事業運営には必要な視点であると考えます。</p>	<p>平成26年度において「びわこボートレース場中期経営計画」を策定したところで す。</p> <p>評価指標については、一般会計への繰出金額に加え、本場や電話投票等の形態別の舟券発売金額、場外舟券発売金、歳出面については、競艇事業費、場間場外発売受託事業費、職員給与費等を数値化するとともに、目指すべき数値目標を設定した ところでは、</p> <p>平成27年度からの中期経営計画の期間は、これらの数値目標が達成できるよう、 効率的、効果的な事業運営に努めます。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 事業課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>公営競技事業特別会計について</p>	<p>(35) 競艇事業の法適化について（意見24）</p> <p>今後、事業の方向性を検討する手段として、法適化の検討を進めるべきである。上記のとおり、企業会計ベースでは競艇事業は赤字であり、減価償却等、事業の継続を前提としたコストを回収できていないという現状をまず把握すべきである。そうすることにより、フルコストを回収するための売上がどの程度であるのかを把握でき、その売上を達成するために必要な施策はどのようなものであるか、どのようなコストを削減可能かを検討することに繋がる。</p> <p>今回はシミュレーションの対象としていないが、貸借対照表を作成することにより、競艇事業ではどのような資産及び負債をどの程度有しているかが明らかとなり、財務状況の健全性を知ることができる。また、資産の有効活用や、管理方法の見直し、将来の投資計画を含め、事業継続のために必要な情報を把握することができる。</p> <p>公営競技人口の減少により、売上が減少していくと見込まれる中で、法適化により直面するであろう中長期的課題を県として早期に把握し、どのような意思決定をすることが県民にとって最善であるか、十分に検討していくことが望まれる。</p>	<p>経営状況の把握と機動的な経営判断を行うとともに、損益状況と財産状況などを明確化するため、平成30年度からの地方公営企業法の適用に向け、平成27年度に基本方針を定め、これに基づき今後準備を計画的に進めてまいります。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 事業課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>公営競技事業特別会計について</p>	<p>(36) 今後の競艇事業の取組みについて（意見25）</p> <p>上記償還期間までのFCFと償還額の比較から、平成40年度以降の資金残高はマイナスとなっており、償還不能となることを示している。確かに、毎期一般会計へ50百万円の繰出を行わなければ償還財源を確保できるものの、それでは財政への貢献ができなくなることとなり、収益事業として根本的な課題を有していると考えられる。</p> <p>また、キャッシュ・イン・フローから償還金を差し引いた残高が意味するものは設備整備基金への充当可能額である。現時点の施設は建設後10数年が経過しており、償還終了年度においては、かなりの老朽化が進んでいることが想定できる。今後事業を継続していくために、仮に現在と同等の施設を建設する場合、たとえ一般会計への繰出を抑制したとしても、建設財源としての自己資金は殆どなく全て起債にて賄う必要があるが、現在の滋賀県の財政状態からは、再投資は極めて困難な状況にあるといえる。</p> <p>このように、競艇事業の経営及び財政状況は、短期的には単年度の収支に課題があるわけではないが、長期的には起債の償還が難しくなる可能性が示唆される。また、現在の収益力では、一般会計への繰出が収支ラインに影響を与えるものとなってしまう、さらに再投資の財源である基金を積み立てることは非常に困難な状況である。</p> <p>事業課においては、現在収支改善について様々な取組みを実施してきている。また、昨今ようやく景気の回復が見られるようになってきており、来場者の増加も期待できる余地はある。将来的には財務上の課題はあるが、上記に示してきた収入及び支出の指摘・意見を今後の取組みに活用されたい。その中で、自治体特有の予算単年度主義における短期的な志向ではなく、収益事業として実施している意義を踏まえ、中長期的な経営及び財務目標を策定し、さらなる財務の改善が望まれる。</p>	<p>平成26年度に策定した「びわこボートレース場中期経営計画」に基づき、売上の向上、効率的な開催運営、公営競技施設整備基金への積立、安全で快適な施設管理、人材の育成と組織の強化を図ってまいります。</p> <p>具体的には、電話投票の売上向上、SG競走の誘致、地方公営企業法の適用や外向発売所の整備等を行ってまいります。</p> <p>これらの施策により、一般会計繰出金の確保に努めるとともに、経営の安定化を図ります。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 道路課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
IV. 滋賀県道路公社について	<p>(1)個別事項</p> <p>①制限付き一般競争入札参加希望者に対する財務情報呈示の義務付けについて（意見）</p> <p>公社は、競争参加希望者に求められる財務要件については、競争参加希望者からの「誓約書」提出という自己申告によってのみ、判断している状況である。</p> <p>本来であれば、競争参加希望者に財務情報呈示を義務付けることにより、公社として、慎重に競争参加希望者の事業運営能力のリスク判定を行った上、競争参加可否を公社として検討し、判断することが望ましい。</p>	<p>公社では、競争参加資格の確認にあたり、平成26年度に実施した制限付き一般競争入札より、競争参加希望者に対し、これまでの誓約書提出に加えて財務諸表等の提出を求め、客観的に経営不振に陥っていない等、事前に公表した条件を満たす者であることを確認しています。</p> <p>また、料金徴収等業務委託における平成24年度の入札からは、落札者に契約保証金（落札価格の10%以上）の納付を義務付け、契約の履行をより一層確実なものとしているところで</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 道路課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
IV. 滋賀県道路公社について	<p>②道の駅びわ湖大橋米プラザの管理運営業務の適正性を検証できる仕組みの構築について(意見)</p> <p>公社は、平成25年度以降の道の駅びわ湖大橋米プラザの管理運営について、施設全体の効率的な管理運営を可能とするため、売店・レストランの営業、米プラザの営業、無料休憩所の案内業務を営業者に一体的に行なわせることとし、当該営業者と随意契約により、従来より米プラザの管理運営を委託する民間企業を選定している。公社は、平成25年度以降、民間企業が当施設を一体管理することにより、平成24年度と比較して、公社の管理経費が年間約100万円減少すると見込んでいる。</p> <p>当該随意契約は、当該営業者の運営能力に優位性を考慮して実施したのであるから、営業者の提案した金額の妥当性を担保するため、営業報告を適時報告させ定期的にモニタリングを実施するなど、業務の適正性を検証できる仕組みを構築することが望ましい。</p>	<p>公社では、平成26年度より、営業者からの営業報告を年1回から半期ごとの年2回とし、適正な営業が行われていることを確認しております。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 道路課 _____

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
IV. 滋賀県道路公社について	<p>③回数通行券に関連する会計処理について（意見）</p> <p>現状、有料道路の回数通行券販売による業務収入は、すべて販売時に計上する一方、有料道路の無料開放後、未使用回数通行券の払い戻しに要した金額を払い戻し時に支出処理する会計処理を行っている。</p> <p>確かに、回数券に使用期限を定めていないこと、これまでの会計処理の継続性の確保などを勘案すると、販売時に収入とする方が実際に即している。</p> <p>しかしながら、適正な期間損益計算の観点からは、業務収入は、役務提供時である通行券使用時に計上し、使用時までの通行券販売による入金額は前受金で計上するのが妥当な会計処理である。また、回数券は実際使用されるまでは公社は払い戻しに応じる必要があるため、支払義務をもつ負債として計上する必要がある。</p> <p>これまでの処理を変更することは、却って現場における作業を複雑化しかねないため適当ではないが、発生主義会計を適用していることを再度周知していくことが望まれる。</p> <p>また、平成25年12月26日の近江大橋有料道路の無料化に伴い、通行券の払い戻しが始まっており、公社では回収した未使用通行券が適切に保管されている。今後も引き続き、公社及び委託業者が保管している通行券も含め、適切に廃棄処分されるようお願いしたい。</p>	<p>公社では、発生主義会計を適用していることを周知しております。また、未使用の回数通行券についても適切な保管と廃棄処分を行っております。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 道路課 _____

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
IV. 滋賀県道路公社について	<p>④利息収入の事業別按分方法について（意見）</p> <p>公社は、余裕資金を定期預金や債券へ投資し資金運用を行っており、これらの運用により得られる利息収入は各事業に配分している。平成24年度に発生した利息収入を事業別に配分した結果、利息収入は、不採算事業である大津港駐車場に多額に配分されている。</p> <p>現在の会計処理は、損失補填引当金は、公社全体の相互扶助を目的としたものであるとの考えに基づき、運用益の配分方法は、公社の裁量による処理が可能と判断していることによるものである。</p> <p>しかし、事業別の資金運用金額を区分把握できる以上、利息収入はその原資の残高である資金運用金額に応じ配分することが、事業実態の適切な開示の観点からより望ましい会計処理と考えられる。</p>	<p>公社では、収支状況を把握したうえで、計画的な償還のため、毎年積み立てている損失補填引当金の運用により生じる利息収入を、不採算事業の赤字補填に充当しております。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 道路課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
IV. 滋賀県道路公社について	<p>⑤適正な決算処理を実施する体制の整備について (意見)</p> <p>監査の結果、長期前払費用の処理、減価償却費の計算、および有価証券の償却原価法の計算について会計処理上の判断や手続の誤りが検出された。</p> <p>適正な決算処理を実施する体制を整備するという観点から、ダブルチェック体制等の内部統制の構築が望まれる。</p>	<p>公社では、ダブルチェックを徹底し、適正な決算処理に努めております。</p>

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 道路課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>IV. 滋賀県道路公社について</p>	<p>(2) 公社に関する監査の総括</p> <p>・建設有料事業の継続性と今後の維持管理について(意見)</p> <p>県は、国との協議を進めるとともに、有料道路利用者や広く県民意見などを参考に、また大規模修繕や更新等の事業追加の有無を考慮し、建設有料事業の継続性について慎重かつ早急に議論を重ね、その方針を明確に示していくべきである。</p> <p>あわせて、清算後の琵琶湖大橋の維持管理について、地域の実情に合わせて多様な管理手法が選択できるよう、引き続き国に対し制度改正を働きかけるべきである。</p>	<p>県では、学識経験者や行政関係者などで構成する研究会を設置し、平成25年度に行った県政モニターアンケート結果や新たに実施した利用者アンケートの結果を活用するなど、広く県民や利用者の意見を参考にするとともに、琵琶湖大橋有料道路の現状や道路公社の財務状況を基に、今後の建設有料事業の運営と維持管理について計5回にわたって公開で議論いただきました。</p> <p>そして、様々な意見のもと、「建設有料事業を清算する場合」と「建設有料事業を継続する場合」の両論についてメリット、デメリットをまとめていただいたところです。</p> <p>また、研究会での議論に合わせ、道路整備特別措置法等に基づく手続きなどについて、国土交通省とも相談を行ってきました。</p> <p>これらを踏まえ、県としての方針を示していくこととしています。</p> <p>同時に、県としては琵琶湖大橋の将来的な維持管理について、その財源確保に課題があることから、地域の実情に応じた管理手法が選択できるよう、平成26年度においても引き続き政策提案や知事会提案などにより、制度改正について国土交通省へ働きかけを行ってきたところです。</p>